

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等	執行機関名 宇部市長
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等	
2. 都道府県名	山口県	
3. 市区町村名	宇部市	
4. 届出番号	6	
5. 独自利用事務の事例番号	108-5	
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.ube.yamaguchi.jp/shisei/keikaku/bangouseido/dokujiriyo_todokede.html	障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者等の日常生活及び社会生活を支援するための補助金等の交付に関する事務であって市規則で定めるもの(介助者車両改造)
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		宇部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一 第六の項 障害者等の日常生活及び社会生活を支援するための補助金等の交付に関する事務であって市規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	宇部市在宅身体障害者介助用自動車改造費等助成事業実施要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法 その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、在宅身体障害者の介助者の負担軽減を図るとともに、在宅身体障害者の社会参加を促進するため、介助者が運転する自動車の改造経費等を助成することについて、必要な事項を定めることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		宇部市在宅身体障害者介助用自動車改造費等助成事業実施要綱 宇部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号	宇部市在宅身体障害者介助用自動車改造費等助成事業実施要綱第5条第2項
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	介助用自動車改造経費等の助成の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号 イ	宇部市在宅身体障害者介助用自動車改造費等助成事業実施要綱第2条(2)
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第二十九条第一項の支給認定基準世帯員をいう。以下この条において同じ。)に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号 ニ	宇部市在宅身体障害者介助用自動車改造費等助成事業実施要綱第2条(1)
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
備考		